



## ◇ 省エネ住宅に関するポイント制度 ◇

従来の復興支援・住宅エコポイント制度は、この度「省エネ住宅に関するポイント制度」として復活する事になりました。

省エネ住宅に関するポイント制度（省エネ住宅ポイント制度）は、省エネ住宅の新築やエコリフォームの普及を図るとともに、消費者の需要を喚起して、住宅投資拡大を図る事を目的とし、一定の省エネ性能を持った住宅の新築や、「エコリフォーム」に対して商品等と交換できるポイントを発行する制度です。

次に記述した対象案件の場合は、大いに活用するタイミングと思われます。

### ■ポイント発行対象

- ・エコ住宅の新築
- ・エコリフォーム
- ・完成済購入タイプ

### ■対象住宅の要件及びポイント数

#### ①エコ住宅の新築及び完成済購入タイプ

基準に適合する新築住宅をポイントの発行対象とし、1戸あたり300,000ポイントを発行します。

尚、ポイントを申請する際には、基準に適合することについて登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明を受ける必要があります。

#### ②エコリフォーム

- ◆窓の断熱改修：3,000～20,000ポイント
- ◆外壁、屋根・天井又は床の断熱改修：36,000～120,000ポイント
- ◆設備エコ改修工事：3,000～24,000ポイント
- ◆その他の工事等  
「窓の断熱改修」、「外壁、屋根・天井又は床の断熱改修」「設備エコ改修」のいずれかの工事に併せて行う次の工事等を対象とします。
  - ・バリアフリー改修：6,000～30,000ポイント
  - ・エコ住宅設備の設置（3種類未満を設置する工事）：3,000～24,000ポイント
  - ・リフォーム瑕疵保険への加入：1契約あたり11,000ポイント
  - ・耐震改修：1戸あたり150,000ポイント

#### ◆既存住宅購入加算

既存住宅について、平成26年12月27日以降に売買契約を締結し、売買契約締結後3ヶ月以内にエコリフォーム対象工事の工事請負契約を締結する場合にポイントを加算します。

既存住宅購入加算で発行されるポイント数は、他のエコリフォーム対象工事等で発行されるポイント数の合計と同数のポイント数としますが、100,000ポイントを上限とします。

### ■対象期間

#### ①エコ住宅の新築及びエコリフォーム

以下の期間内に契約、着工・着手、完了したものが対象とします。

- ◆工事請負契約 平成26年12月27日以降  
※既存契約の変更を含みます。（ただし、着工・着手前のものに限る。）
- ◆建築着工・工事着手 平成26年12月27日～平成28年3月31日  
※予算成日以降に工事完了するものであって、別途定める期間内に完了報告が可能なものを対象とします。

#### ②完成済購入タイプ

平成26年12月26日までに建築基準法に基づく完了検査の検査済証が発行されたもので、平成26年度補正予算成日以降に売買契約を締結した新築住宅を対象とします。

#### 注意事項！

上記内容は、平成26年12月27日の閣議決定に基づくもので、正式な国会審議を経て平成26年補正予算成立後に制度として創設されます。内容変更の可能性もありますのでご注意ください。（著 中島 幸）

## ◇ 乾燥を防ぐために！ ◇

この1月下旬から2月下旬までが冬真っ盛りで外気は、冷たいだけでなく、カラカラの乾燥状態になっております。室内が乾燥しますと住む人のカラダから水分が蒸発して体温を奪います。

乾燥はウィルス菌の発生や乾燥肌だけではなく、寒さをも助長することになります。加湿器の活用や洗濯物を室内に干すなど、窓ガラスの下部に多少の結露が生ずるくらいが適正湿度です。

### 幸太の知恵袋

#### 革靴が濡れたとき

革靴が雨に濡れちゃった時はね、新聞紙を丸めて詰め込んで、水気を吸い取らせてね、ちゃんと形を整えておいて、日陰の風通しのいい所に干すんだよ。

直接日に当てちゃうとひびが入ったりするから気を付けてね。それから斜めに立てかけておくと、靴が反ってしまうから、ちゃんと板の上かなんかの上で干すんだよ。